

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

## 告示

#### ●東京都告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百八十五号  
東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………
- ……………（同）…
- 放置車両確認事務の委託（三十四件）……………
- ……………（警視庁）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- ……………（下水道局）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
- ……………（同）…

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年一月七日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第八・二・三十号高松農の風景公園

三 事業施行期間 平成二十八年五月十七日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

平成二十八年東京都告示第九百八十五号及び令和二年東京都告示第九百五十九号の事業地のうち練馬区高松二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

## 公告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月七日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

稲城市大字大丸字二十五号二 稲城市大丸五百二番地二千四百四十六番二及び同番四十六から同番五十四まで マル才建設株式会社 代表取締役 大久保清次

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月七日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

稲城市大字大丸字四号三百五十五番八、同番十七及び同番十八並びに字二十五号二千四百四十六番十三及び同番五十五から同番六十まで 代表取締役 大久保清次

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年一月七日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 ドン・キホーテ六本木店

二 店舗所在地 港区六本木三丁目十四番十号

三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社

四 意見

ア 聴取者 港区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年十二月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年一月七日から同年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) コーンズ・ハウスⅡ

イ 店舗所在地 港区芝三丁目四十六番三ほか

ウ 設置者名 コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド

(二)ア 店舗名 (仮称) ニトリ目黒店

イ 店舗所在地 目黒区下目黒六丁目九百九十二番三ほか

ウ 設置者名 株式会社ニトリ

(三)ア 店舗名 ウイズ原宿

イ 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十四番三十号

ウ 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

(四)ア 店舗名 イオンスタイル御嶽山駅前

イ 店舗所在地 大田区北嶺町三十七番十三号

ウ 設置者名 株式会社田ノ原屋

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(四)までの店舗に係る届出については、区市等の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四條に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和三年十二月十六日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間 令和四年一月七日から同年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁 亀有警察署長

警視 岡 部 誠 幸

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セゾン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁 亀有警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁 葛飾警察署長

警視 田 中 幸 則

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セゾン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁 葛飾警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁 西新井警察署長

警視 金 子 登

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁 西新井警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁 竹の塚警察署長

警視 半 田 正 浩

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁 竹の塚警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁千住警察署長

警視 伊津野 充裕

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁千住警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁綾瀬警察署長

警視 小川 康行

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁綾瀬警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁南千住警察署長

警視 荒井 直也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁南千住警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁荒川警察署長

警視 櫻井 文博

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荒川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 令和4年1月7日

警視庁尾久警察署長  
 警視 谷 口 正 行  
 記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社GFM
- (2) 所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁尾久警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 令和4年1月7日

警視庁滝野川警察署長  
 警視 川 崎 和 己  
 記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社GFM
- (2) 所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁滝野川警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について  
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 令和4年1月7日

警視庁王子警察署長  
 警視 小 畑 照 之  
 記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁王子警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 令和4年1月7日

警視庁赤羽警察署長  
 警視 菅 井 和 男  
 記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁赤羽警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁志村警察署長

警視 羽 田 保 義

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁志村警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁高島平警察署長

警視 濱 田 里 司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高島平警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁板橋警察署長

警視 正 大 村 昌 志

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁板橋警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁練馬警察署長

警視 河 西 隆 浩

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁練馬警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁光が丘警察署長

警視 木原 茂

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
- (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁光が丘警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁石神井警察署長

警視 山下 伸二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
- (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁石神井警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁大森警察署長

警視 虻川 誉

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 テイクエイ株式会社
- (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁大森警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁池上警察署長

警視 高橋 雅代

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 テイクエイ株式会社
- (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁池上警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁蒲田警察署長

警視 正 淵 上 宏 和

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁蒲田警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁東京空港警察署長

警視 高 橋 友 美

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東京空港警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁田園調布警察署長

警視 唐 澤 肇

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁田園調布警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁玉川警察署長

警視 田 川 顕

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁玉川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁日黒警察署長

警視 伊藤 秀輝

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
- (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁日黒警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁碑文谷警察署長

警視 有松 節夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
- (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁碑文谷警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁世田谷警察署長

警視 正七 高徹

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁世田谷警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁北沢警察署長

警視 柴田 正

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 警視庁北沢警察署の管轄区域
- (2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁成城警察署長

警視 早 川 直 敬

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス
- (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区 域 警視庁成城警察署の管轄区域
- (2) 期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁高井戸警察署長

警視 西 島 秀 則

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス
- (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区 域 警視庁高井戸警察署の管轄区域
- (2) 期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁中野警察署長

警視 沼 田 慎 吾

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 株式会社コアズ
- (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区 域 警視庁中野警察署の管轄区域
- (2) 期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁野方警察署長

警視 坂 本 守

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 株式会社コアズ
- (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区 域 警視庁野方警察署の管轄区域
- (2) 期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁杉並警察署長

警視 弘 中 誠 二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁杉並警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月7日

警視庁荻窪警察署長

警視 喜 多 勝 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荻窪警察署の管轄区域

(2) 期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和四年一月七日

東京都下水道局長 神 山 守

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新事業所 旧事業所  
月日 名称 所在地 所在地

令和三 三四九六 株式会社 板橋区赤塚 板橋区高島  
年十月 手塚設備 八丁目十七 平五丁目三  
五日 工業 番七号 番六号 第  
三九伝ハイ  
ツ一〇三号  
室

同月十 五六八六 株式会社 町田市真光 町田市金森  
二日 フジマサ 寺二丁目三 東四丁目四  
東京支店 十二番地五 十二番十七  
号 横田ビ  
ル二〇二号  
室

同月十 五七〇八 金子工業 板橋区小茂 板橋区小茂  
四日 株式会社 根一丁目二 根一丁目二  
十七番十六 十番二号  
号 五〇一  
号室 二〇五号室

二 代表者を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新代表者名 旧代表者名  
月日 名称 名称

令和三 五〇四〇 前野工業 吉見真美子 宮崎美津江

年十月五日

株式会社

同月八日 五五八三 株式会社 相川 俊 青木 享洋

同月十日 一三六〇 酒井工業株式会社 酒井 孝 酒井 政男

同月十五日 二〇六八 瀧澤設備工業株式会社 瀧澤 一城 瀧澤 信之

同月二十七日 〇二九六 有限会社 伊藤 克己 小宮 享

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和四年一月七日

東京都下水道局長 神山 守

一 指定した事業者

指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地

五七八一 株式会社 カトウ設備企画 加藤 豊 立川市曙町三丁目三番五号 レコルト・サンクエ

五七八二 有限会社 エムトラスト 榎田 城勝 豊島区巢鴨三丁目三十四番十号 イーグル巢鴨一〇三号室

五七八三 株式会社 エーゼット 小林 健二 葛飾区西亀有三丁目三十一番十一号

二 指定年月日

令和三年十二月二十四日

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

